

「刑事訴訟法第350条の2第2項第3号の罪を定める政令案」について（意見募集）

平成30年2月1日
法 務 省

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）第350条の2第2項第3号の規定に基づき、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の対象となる財政経済関係犯罪を政令で定める必要があることから、本件について、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

<意見公募要領>

1 意見公募期間

平成30年2月1日（木）から平成30年3月2日（金）（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。

電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

○郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省刑事局刑事法制管理官室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（刑事訴訟法第350条の2第2項第3号の罪を定める政令案について）」と記載してください。

○電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

電子メールアドレス keiji12@i.moj.go.jp

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※ 件名を「パブリックコメント（刑事訴訟法第350条の2第2項第3号の罪を定める政令案について）」と記載してください。

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03(3592)7067

法務省刑事局刑事法制管理官室 宛て

※ 冒頭に件名として、「パブリックコメント（刑事訴訟法第350条の2第2項第3号の罪を定める政令案について）」と記載してください。

3 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

お寄せいただいた意見について個別の回答はいたしかねます。また、意見の概要は原則公表させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、意見概要の公表に際して匿名を希望される方は、その旨書き添えてください。